

様式6-2 (第6条関係)

障支 [REDACTED] 号  
令和2年12月28日

[REDACTED] 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

埼玉県障害福祉サービス感染症対応・再開支援事業補助金交付決定通知書

埼玉県障害福祉サービス感染症対応・再開支援事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)第7条並びに埼玉県介護サービス感染症対応・再開支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 別紙のとおり
- 2 補助金の支払方法  
口座振替
- 3 留意事項  
(1) 障害福祉施設・事業所等職員慰労金の交付を受けた者は、おおむね2か月以内に職員に慰労金を支払い、様式第6号により受領書を徴取し、実績報告書を提出してください。  
(2) 徴取した受領書は、本事業に係る証拠書類とともに、受領日の属する会計年度の翌年度から5年間保管してください。  
(3) 交付決定後に補助対象でない事実や不正が明らかになった場合、交付決定を取り消すことがあります。また、補助金の支払後の場合、返還を求めることがあります。